

平成28年6月15日

保護者のみなさまへ

幼稚園・保育所（園）・認定こども園の保育料軽減の拡充について

安来市福祉事務所長
(子ども未来課)

幼稚園・保育所（園）・認定こども園（以下、「保育所等」）の運営にかかる経費の一部は、保護者のみなさまに保育料としてご負担いただいているところですが、平成28年度から下記のとおり保育料軽減制度を拡充しましたので、お知らせします。

この保育料軽減の拡充は、平成28年度4月分にさかのぼって適用となり、該当となる方には、近日中に別途個別に通知させていただきます。

なお、平成28年度9月分以降の保育料は、平成28年度市民税額に基づき算定しますので、8月に改めて通知する予定です。

【1号認定のお子さん】（幼稚園、認定こども園）

3歳児の軽減（市独自制度）…第3子以降の3歳児は保育料を1/4軽減しました。また、市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、第2子の3歳児は保育料を1/4軽減しました。

多子軽減の拡大（国の制度改正）…市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、第3子以降の保育料は無料となります。

ひとり親世帯等の支援（国の制度改正）…ひとり親世帯、障がい者（児）のいる世帯（以下、「ひとり親世帯等」という）で、市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、第1子の保育料は半額、第2子以降の保育料は無料となります。

【2号、3号認定のお子さん】（保育所（園）、認定こども園）

3歳未満児の軽減（県制度の活用）…3歳未満児の保育料を第2階層～第6階層は1/3軽減、7、8階層は1/4軽減しました。また、3歳未満児の第3子以降は第9階層～第12階層の保育料を1/4軽減しました。

第2子以降の3歳児の軽減（市独自制度）…第2子で3歳児の保育料を第2階層～第6階層は1/3軽減、7、8階層は1/4軽減しました。また、第3子以降で3歳児の保育料を第2階層～第6階層は1/3軽減、7～12階層は1/4軽減しました。

多子軽減の拡大（国の制度改正）…市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります。

ひとり親世帯等の支援（国の制度改正）…ひとり親世帯等で、市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、第1子の保育料は半額、第2子以降の保育料は無料となります。

上記の制度は、年齢に関わらず保護者が現に養育する子どものうち、第何子かを数えますので、大学生などで市外にお住まいなど、生計が同じでも別世帯の兄弟がいる場合は、子ども未来課までお申し出ください。

申し出がないと市で把握することができませんので減免の対象とすることができません。

【お問い合わせ先】 子ども未来課 幼稚園保育係 電話23-3213、3214